

平成28年11月14日

弁護士 坂田 洋介

1 原告が提出した書面

- (1) 準備書面(41): 被告東電準備書面(13)に対する反論。いわき市民が現在も合理的な不安を有していること

原告らは、いわき市において未だ放射能の影響が強く存在することを前提に、いわき市民が合理的な「不安」を有し、平穩生活権を侵害されていることを主張してきた。しかし、被告東電は、この市民の「不安」という観点を無視する主張を行ってきた。

そのため、原告らは、「いわき市民の不安」という上記主張を確認したうえで、その不安に至る合理的な根拠の概略を説明したのが本準備書面です。

その詳細根拠の第1弾が、準備書面(42)であり、次回以降も詳細に主張・立証を行う予定です。

- (2) 準備書面(42): 除染関係について

いわき市の進めている除染は十分な効果を上げられておらず、また除染計画に基づく除染の実施も遅れている。さらに、除染により発生する大量の放射性汚染廃棄物は、最終処分の方法も確立していないばかりか、そのほとんどが現場保管となっている。その結果、原告らは日々放射線被ばくの不安に苛まれている。

2 被告らが提出した書面

- (1) 東電

東電は準備書面(14)を提出し、原告の損害論に対して反論している。しかし、相変わらず、「いわき市民の不安」という観点を無視したうえ、復興イベントや野外イベントの実施の事実を羅列したり、また農業、漁業、林業について、現に出荷制限を受けているものが多く存在しているにも関わらず、それらを過小評価するなど、全くずれた反論を意図的に行っている。

- (2) 国

予見可能性に関する準備書面2通と、結果回避可能性に関する準備書面1通を提出した。

3 当日の期日の進行

- (1) 原告ら代理人から、提出した原告準備書面(41)と(42)について、それぞれ意見陳述を行った。

(2) 裁判所が、原告と被告に対し、今後の予定の確認をした。

原告は、損害論について、次回以降、原告らの「不安」が合理的であることについての根拠事実を詳細に主張・立証する予定です。また、責任論について、今回国から提出された準備書面に対して反論予定です。

東電は、引き続き損害論についての主張（主に、今回の原告書面に対する反論）を予定している。結果回避可能性に対する反論を予定している。

国は、責任論についての主張書面はとりあえずのものを全部提出した。証拠は追加するかもしれない。損害論は、検討のうえ適宜提出する。

3 感想

責任論については、原告の主張、被告の反論、原告の再反論を繰り返すことにより、より被告の責任が明らかになってきている。

損害論についても、被告の反論に対する原告の再反論として、いわき市がおかれている現状を詳細に説明することにより、原告の合理的な不安が明らかになってきている。

以上